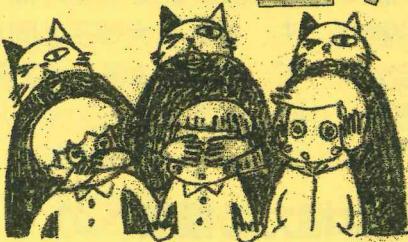


4・5釜ヶ崎大弾圧救援会

ニュースレター

日本に普通選挙の
実現を求めて



【連絡先】大阪市西成区太子 2-1-2 釜ヶ崎医療連絡会議内 電話& FAX・06-6647-8278
ブログ・<http://kama0405.seesaa.net/> メール・iryouren@air.ocn.ne.jp
郵便振替・00940-5-79726「釜ヶ崎医療連絡会議」(※通信欄に「4・5 救援カンパ」と明記して下さい)

2014年2月10日 第5号

奪われた人間としての権利を回復するために

太鼓と鐘も準備しよう！ にぎやかにいくのだ！

●4・5釜ヶ崎大弾圧救援会 佐藤零郎

震災がれき焼却 説明会弾圧に 不当判決

2013年11月28日、
がれき受け入れで抗議活動をし続け逮捕された、
Uさん、Oさんの威力業務妨害事件の判決が出ました。

判決は、「被告人両名を懲役8月、執行猶予2年」という不当な判決でした。

そもそも、この行動は2011年の東日本大震災と福島第一原発爆発によ

る震災瓦礫を焼却することに反対した仲間が、此花区で行われる住民説明会に際して抗議するためには集まりました。

笛や太鼓などの楽器を打ち鳴らしたり、「焼却反対」とトラメガでアピールをしたり、各々が各々の思うスタイルで様々な形で反対の声をあげました。

そしてその此花区民ホールで、笛や太鼓、楽器を打ち鳴らして抗議したことそのものが威力とされました。僕らの釜ヶ



崎弾圧と全く同じ形の逮捕です。

むしろ、判決の「共謀罪について」の箇所はさらにひどい内容です。少しだけ引用します。

「共謀とは、犯罪の計画を立てて、謀議をしたりお互い役割分担について協議をしたりすることを意味するのではなく、お互い協力し合って一緒